

仙台矯正管区



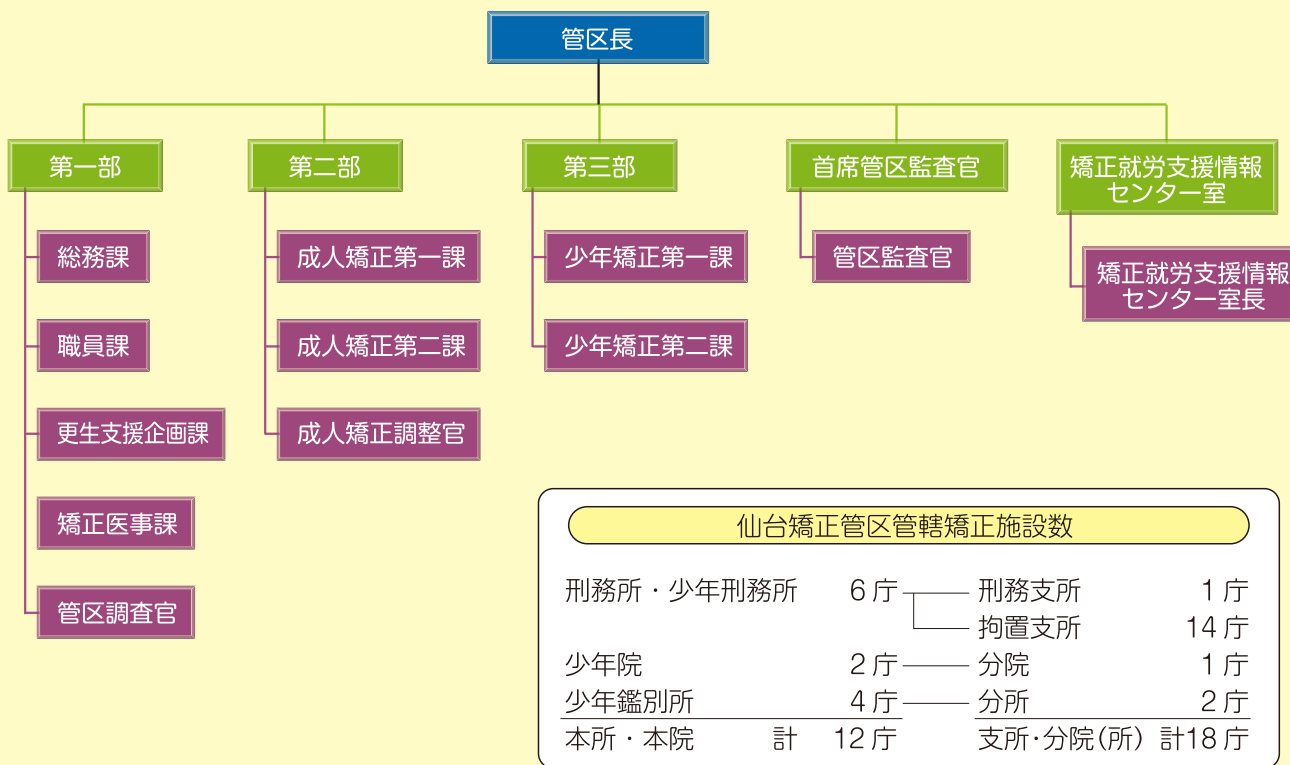
仙台矯正管区

仙台矯正管区は、法務省の地方支分部局として、東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置（支）所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、適切な管理運営を図るための指導・監督を主な業務としています。

また、矯正研修所仙台支所が併設されており、矯正施設に勤務する職員の育成に努めています。

なお、矯正管区は、全国8か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）に設置されています。

◇ 組織



◇ 沿革

- 昭和 20 年 8 月 行刑管区制度の発足により、東北行刑本部として業務開始
(管区長（宮城刑務所長兼務）ほか6名)
- 昭和 21 年 6 月 官制改正により宮城行刑管区本部と改称
- 昭和 22 年 4 月 官制改正により東北行刑管区本部と改称
- 昭和 24 年 1 月 官制改正により仙台矯正保護管区本部と改称
仙台市北六番丁（仙台少年審判所（仙台少年鑑別所の前身）構内）に移転
- 昭和 25 年 7 月 仙台市八本松に移転
- 昭和 27 年 8 月 官制改正により仙台矯正管区と改称
- 昭和 46 年 4 月 現在地に移転
- 平成 元年 4 月 区制施行により仙台市若林区古城となる
- 平成 23 年 3 月 東日本大震災により被災
- 平成 24 年 7 月 震災復旧及び耐震工事完成
- 平成 25 年 5 月 組織改編（首席管区監査官、管区監査官及び矯正医療調整官の設置）
- 平成 28 年 4 月 組織改編（矯正医療調整官の廃止、矯正医事課の設置）
- 平成 30 年 4 月 組織改編（成人矯正調整官の設置）
- 平成 31 年 4 月 組織改編（更生支援企画課の設置）
- 令和 2 年 4 月 組織改編（矯正就労支援情報センター室の設置）



仙台矯正管区シンボルマーク入りのぼり旗

仙台矯正管区所管矯正施設配置図



青森刑務所



青森少年鑑別所



秋田刑務所



秋田少年鑑別所



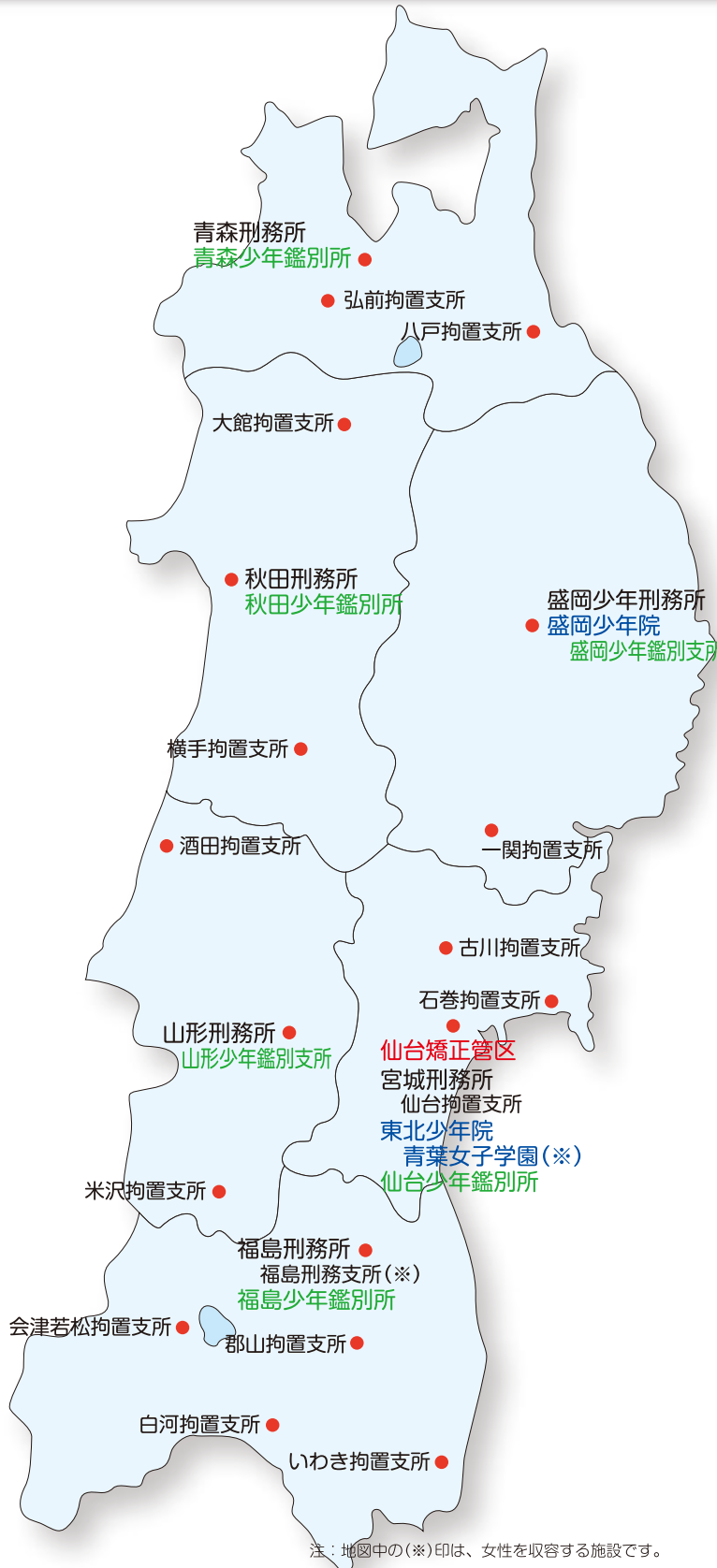
山形刑務所



山形少年鑑別支所



福島少年鑑別所



注：地図中の(※)印は、女性を収容する施設です。



盛岡少年刑務所



盛岡少年院



盛岡少年鑑別支所



宮城刑務所



東北少年院



青葉女子学園



仙台少年鑑別所



福島刑務支所



福島刑務所

刑事施設

刑務所，少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設と呼んでいます。刑務所及び少年刑務所は，主として受刑者を収容し，改善更生させる施設として，また，拘置所は，主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容するために設置された法務省所管の施設です。

入所から釈放までの流れ



刑務所に収容された受刑者には，医学・心理学等に基づく科学的調査・分析を行い（処遇調査といいます。），個々の受刑者の資質に応じた効果的な矯正処遇等を行うことを目的として，処遇指標を指定します。

それぞれの処遇指標に対応した刑務所で，刑執行の開始に当たり，受刑者ごとに矯正処遇の目標などである処遇要領を策定し，これに所内規則などを合わせて指導を行います。

刑務所内では，受刑者個々の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成などを図るため，「刑務作業」，「改善指導」及び「教科指導」を三本柱とした矯正処遇を実施し，釈放が近づいた受刑者に対して，社会復帰後に必要となる知識・情報等の付与，指導を行います。

受刑者の矯正処遇

刑務作業

刑法に定める「所定の作業」として行うとともに，勤労意欲の養成と就労生活の維持，共同作業を通じた社会生活への適應，職業的な技能及び知識の付与などにより受刑者の改善更生の促進につなげています。

刑務作業（職業訓練（溶接科））



改善指導

健全な心身の育成，規則正しい生活習慣及び行動様式の習得などを目的とした指導（一般改善指導）並びに薬物依存離脱，暴力団離脱，性犯罪再犯防止など，改善更生や円滑な社会復帰の妨げとなる個々の問題性の改善に向けた指導（特別改善指導）を行っています。

一般改善指導（社会復帰支援プログラム）



教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより，改善更生及び社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して，学校教育に準じた内容の指導などを行うほか，より高次の教育として，刑務所内において高等学校の通信課程に修学させている施設もあります。

教科指導（特別教科指導（通信制高校））



少年院



少年院は、家庭裁判所の審判により少年院送致等の決定を受けた少年を収容することを目的として設置された法務省所管の施設です。

少年院では、在院者の改善更生と円滑な社会復帰を実現するため、矯正教育と社会復帰支援（就労・修学・福祉的支援等）を実施しています。

在院者の特性に応じた矯正教育

特定生活指導

個々の在院者が抱える問題性の改善に向けて各種教育プログラム（被害者、薬物、性、暴力、交友等）を実施しています。



被害者の視点を取り入れた教育

職業生活設計指導

職業資格の取得に加えて、就労の前提となる職業人としてのマナー、読み書き計算力、基本的なパソコン操作能力等の指導を実施しています。



パソコン学習

発達上の課題を有する在院者の指導

発達上の課題を有する在院者に対しては、処遇プログラムのガイドラインに基づき、在院者ごとの特性に応じたきめ細かい教育を行っています。



セカンドステップ

女性特有の問題に着目した指導

虐待や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている女子の在院者に対し、自尊感情を高め、社会適応力を身に付けさせるための指導を行っています。



マインドフルネス

在院者の円滑な社会復帰に向けた支援

就労支援

就労を希望する在院者に対し、ハローワーク、職親プロジェクト、コレワーク等を活用した支援を行っています。



ハローワーク職員による面接

修学支援

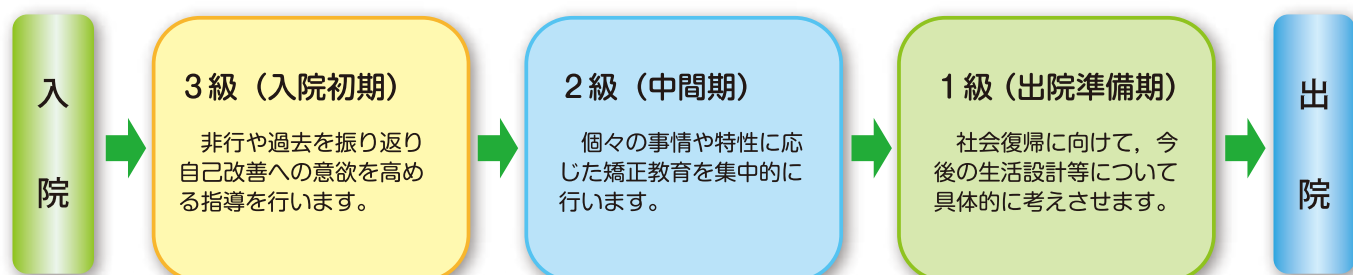
高等学校卒業程度認定試験の受験機会の付与や、進学を希望する学校等に関する情報の提供等を行っています。



学校等に関する情報の提供等

入院から出院までの流れ

少年院での教育期間は、3級、2級、1級の3つに区分されており、それぞれの段階に応じた教育目標や教育内容を設定しています。

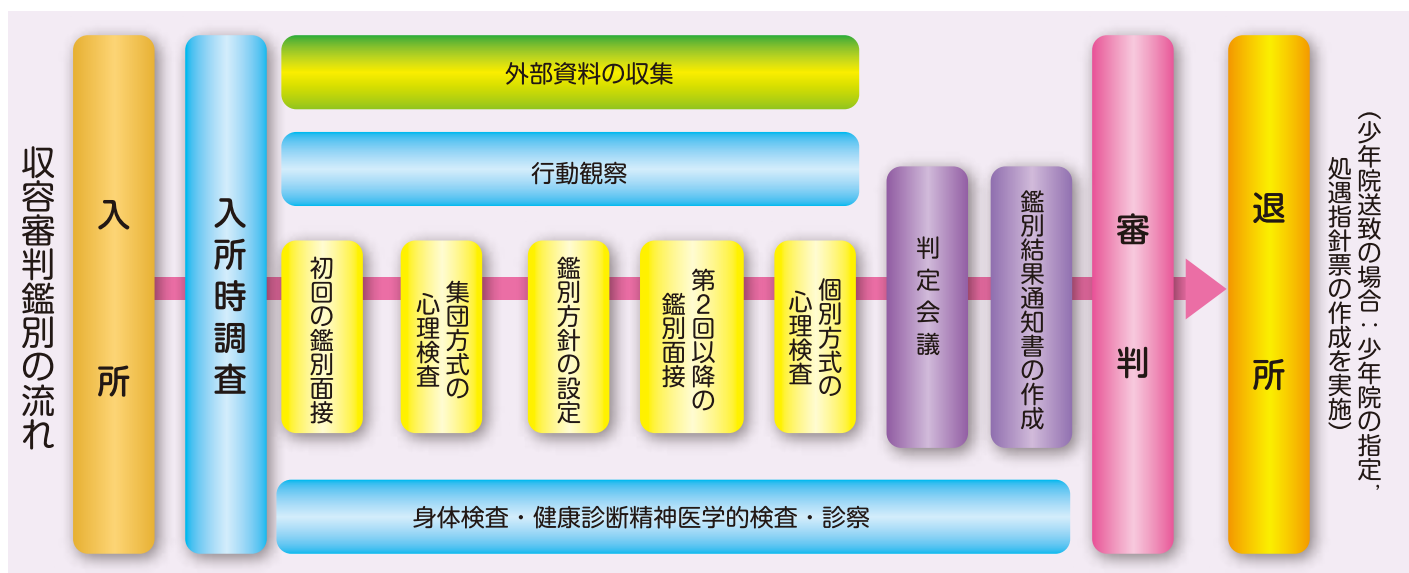


少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置等の決定が執られて収容している少年に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的として設置された法務省所管の施設です。

鑑別・観護処遇

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。



観護処遇は、少年鑑別所に収容している少年に対する処遇のことです。情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めており、基本的な生活習慣等に関する助言・指導や、学習の支援などを行っています。



面接



パソコン学習

非行及び犯罪の防止に関する援助

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用し、一般の方からの相談に応じるほか、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体等と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。



講演



相談室

お問合せ窓口（相談専用電話）

法務少年支援センターあおもり	☎ 017-723-6677
法務少年支援センターいわて（月が丘相談室）	☎ 019-647-2205
法務少年支援センター仙台（ふるじろ心の相談室）	☎ 022-286-2322
秋田法務少年支援センター	☎ 018-865-1222
やまがた法務少年支援センター（小白川青少年心理相談室）	☎ 023-642-3445
法務少年支援センター福島	☎ 024-557-7020



法務少年支援センターシンボルマーク

矯正研修所仙台支所

～『たくましく 心豊かな 信頼される矯正職員』を目指して～



矯正研修所は、矯正施設で勤務する職員に対し、職務上必要な学術や技能を習得させることを目的とした法務省所管の施設で、矯正研修所（東京都）のほか、矯正管区（東京を除く）に対応して7つの研修支所が設置されています。研修支所が実施する研修としては、大きく分けて、初任研修課程、任用研修課程及び専門研修課程の三つがあり、各課程は、さらに次のとおり細分されています。

◇ 組 織 ◇

支 所 長
(管区長兼務)

教 頭
(第三部長兼務)

教 官

初任研修課程

刑務官等初等科

法務教官基礎科

新たに刑事施設で採用された刑務官等及び新たに少年院や少年鑑別所で採用された法務教官に対し、必要な知識及び技能を習得、向上させるための基礎的な教育・訓練を行う研修課程で、研修期間は約3か月です（法務教官基礎科は、当支所では現在実施していません）。

任用研修課程

法務教官応用科

法務教官として4年以上勤務した者に対し、初級幹部等として必要な知識及び技能を習得、向上させるための教育・訓練を行う研修課程で、研修期間は約3か月です。

専門研修課程

刑務作業科

矯正医療科

矯正教育科

処遇特修科

観護処遇科

専攻科

矯正実務の特定分野に関する専門的な知識及び技能を習得・向上させるための教育・訓練を行う研修課程で、研修期間は3日から10日程度です。



矯正施設で働く職員

刑務官

刑務官は、刑事施設で勤務します。主に、被収容者を処遇する業務に当たり、受刑者の生活指導や改善更生に関する各種指導を行うほか、施設の規律秩序の維持、災害等の発生に備えた各種訓練を行っています。

法務教官

法務教官は、少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設で勤務します。少年院や刑事施設で勤務する法務教官は、教育学や社会学などの専門的な知識を活かし、在院者や受刑者の改善更生のための指導を行います。少年鑑別所に勤務する法務教官は、在所者の心情の安定を図りつつ、法務技官（心理）と協力して、少年の問題性や改善の可能性を探ります。

法務技官（心理）

法務技官（心理）は、少年鑑別所のほか、少年院や刑事施設で勤務します。主に、心理学の専門性を活かし、面接や各種心理検査等により、非行・犯罪に至った原因、今後の処遇指針を明らかにするほか、各種処遇プログラムの実施や効果検証等にも携わっています。このほか、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談等にも応じています。

作業専門官等

作業専門官は、刑事施設で勤務し、受刑者の行う刑務作業の作業教育、職業訓練の指導及び企画等の業務に従事します。このほか、外国人被収容者を処遇する上で必要な通訳等の業務を担当する国際専門官や被収容者に対し福祉的支援を行う福祉専門官などは、専門的なスキルを必要とする業務を行い、被収容者の改善更生を支援しています。

矯正医官等

矯正医官は、矯正施設で勤務し、被収容者の診察・治療、疾病の予防・健康管理等を行います。矯正施設で行われる各種教育や改善指導等は、被収容者の適切な健康管理がなされてこそ成し遂げられるものです。矯正医官のほか、看護師や薬剤師などの医療スタッフが、再犯・再非行防止の基盤づくりと被収容者の円滑な社会復帰のため、重要な役割を担っています。



刑務官



法務教官



法務技官（心理）



矯正医官

再犯防止推進計画



再犯防止に向けた取組の課題

刑事司法関係機関だけでは限界がある。

→ **国・地方公共団体・民間**が一丸となった取組が重要

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律が成立・施行

【再犯防止推進計画】 平成29年12月閣議決定
計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

「7つの重点施策」

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動促進, 広報, 啓発活動の促進
- 6 地方公共団体との連携強化
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備

再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動促進

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進



地域社会とともに
開かれた矯正へ

C:CHANGE (改革・変革)
C:CHALLENGE (改革への挑戦と情熱)
C:COOPERATE (国民との協働)
**3つのCを貫くS: 社会(SOCIETY)に貢献し、
社会に支えられる存在になるという決意**



地方公共団体との連携（再犯防止 × 地方創生）

地方公共団体が主催する再犯防止推進計画の策定に向けた協議会への参加や再犯防止の啓発普及活動、矯正施設が有する人的・物的資源を活用した取組等を通じて、**地方公共団体と連携した再犯防止施策**を推進しています。

矯正施設所在自治体会議



矯正施設が所在する市町村の首長を会員として、再犯防止施策の推進や地方創生策等のために情報交換、調査研究を行っています。

再犯防止シンポジウム



地方公共団体等と連携して、再犯防止施策の重要性について理解を深めていただくためのシンポジウムを開催しています。

農福連携



障害等により働きづらさや生きづらさを抱えている人たちの就労・社会参画の機会の確保、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに向けて、関係機関のネットワークを構築しています。

施設での作業と職業訓練を通じて



受刑者が刑務作業で作製した伝統工芸品等を、ふるさと納税の返礼品として活用していただくなど、地方公共団体と連携した取組を推進しています。

地域と連携した防災対策

現在、大規模災害が発生した際における地域支援を適切に行うため、各矯正施設において、地元の自治体等との連絡体制の構築や避難場所の提供といった**地域と連携した防災対策**を進めています。

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、矯正施設としても、その有する能力を最大限発揮して、長期間かつ大規模な被災地への支援活動を展開しました。

矯正局主導のもと、仙台矯正管区を拠点として、宮城県石巻市に全国の矯正管区から管区機動警備隊の刑務官が交代で派遣され、炊き出しや避難所の管理・運営を行いました。また、全国の少年施設から法務技官（心理）と法務教官も交代で派遣され、避難所や仮設住宅等において、被災された方々の心のケアのため心理相談活動を行いました。

令和元年の台風19号の豪雨災害においても、家屋の土砂等の撤去、被災者支援制度の申請窓口業務等の支援活動を展開しました。

地域と共に地域を守る



東日本大震災の際の避難所での炊き出し



仮設住宅での心理相談活動

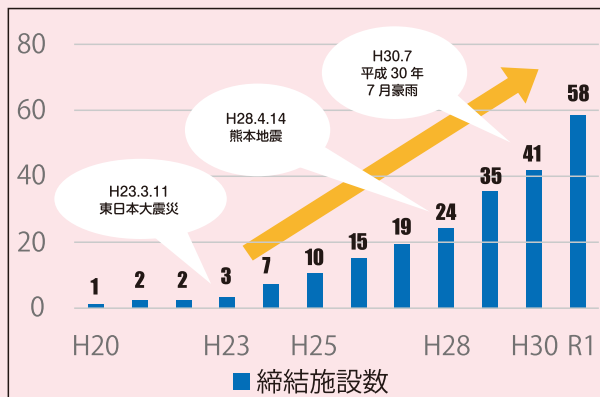


台風19号(令和元年)の際の支援物資管理



台風19号(令和元年)の際の赴援活動

地方自治体等との防災協定締結施設（全国・刑事施設）数の推移



東日本大震災（H23）以降、協定締結施設数が増加
熊本地震（H28）以降は更に増加が加速



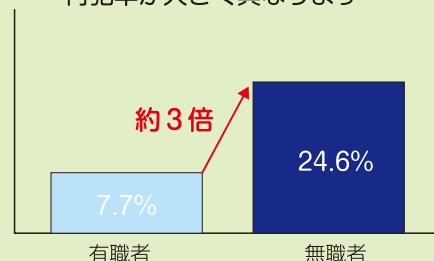
令和2年7月、仙台矯正管区にも矯正就労支援情報センター室「コレワーク」が開設され、東北6県の事業主等へのより重点的なサポートが可能となりました。受刑者及び少年院在院者の再犯防止と円滑な社会復帰を実現するため、また、事業主等の雇用をサポートするため、コレワーク東北がスタートします。

就労支援の必要性

保護観察終了時における無職者の再犯率は、有職者の約3倍となっているなど、仕事の有無が再犯の防止に大きな影響を与えていることが分かります。受刑者等の再犯・再非行の防止に向け、出所・出院後の就労を確保するためには、受刑者等の雇用を希望する事業主等と受刑者等をつないでいく必要があります。

コレワークでは、事業主等に対し、そのニーズに適合する者を收容する矯正施設等の情報を提供したり、採用手続に関する支援を行ったりする等、雇用に関する各種サポートを行います。

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります



平成26年～平成30年保護統計年報による

コレワークのサービス

雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を紹介

採用手続支援サービス

- 求人に応募した者に係る採用手続に必要な情報を提供
- 採用面接の日程調整等に係る矯正施設との連絡調整

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

▶ 事業主

▶ コレワーク

▶ 刑事施設・少年院

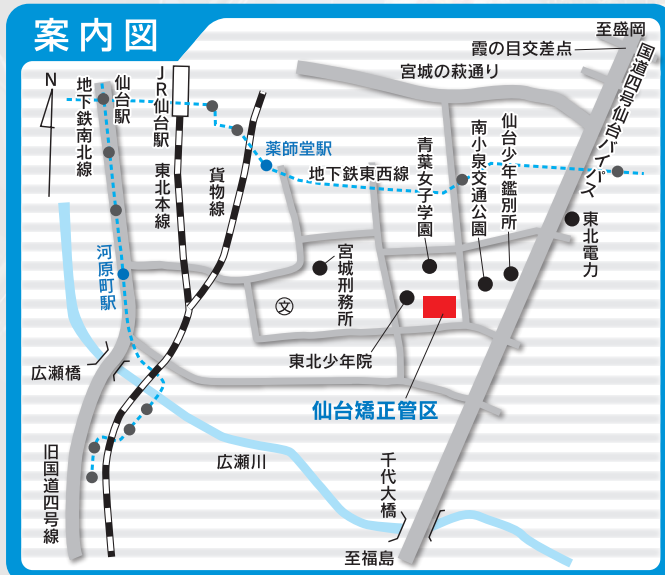


コレワーク東北

(仙台矯正管区
矯正就労支援情報センター室)

所在地 〒984-0825
宮城県仙台市若林区古城 3-23-1 仙台矯正管区 1階
電話 : 0120-29-5089 / 022-286-0132 (直通)
FAX : 022-294-1036
E-mail : corrework-tohoku@i.moj.go.jp
受付時間 : 平日 10:00 ~ 17:00
ご相談は、電話・メールでも受け付けております

【写真提供：仙台市観光課】



所在地 〒984-0825 仙台市若林区古城 3-23-1 TEL 022-286-0111

アクセス

《仙台市地下鉄東西線～仙台市バス》
「薬師堂」駅で下車(北1出口)、薬師堂駅前バスプールから
(乗車)2番乗り場「若林区役所経由 古城三丁目・霞の目(営)」行き
2番乗り場「若林区役所・古城三丁目経由 沖野・藤田」行き
(降車)「古城三丁目」停留所
《仙台市地下鉄南北線》
「河原町」駅で下車(南1出口)、タクシーで約10分